

## 日本学術会議に関するこれまでの主な経緯について

- 昭和 23 年 7 月 日本学術会議法公布  
1948 年
- 12 月 日本学術会議法に基づく第 1 回選挙施行  
※会員選出方法は公選制
- 昭和 24 年 1 月 内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第 1 回総  
1949 年 会）  
※日本学士院は日本学術会議に含まれる荣誉機関となる。
- 昭和 31 年 4 月 日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立  
1956 年
- 昭和 45 年 7 月 現庁舎（港区六本木・乃木坂）に移転  
1970 年 ※それまでは日本学士院の庁舎を使用
- 昭和 59 年 5 月 日本学術会議法の一部を改正する法律施行  
1984 年 ※会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制へ変更
- 平成 13 年 1 月 中央省庁等改革基本法施行に伴い総務大臣の所轄へ  
2001 年
- 平成 15 年 2 月 総合科学技術会議「日本学術会議の在り方について」  
2003 年 ※専門調査会設置・第一回会議は平成 13 年 5 月、以後 13 回開催  
※設置形態については、最終的な理想像としては、国家的な設置根  
拠と財政基盤の保証を受けた独立の法人とすることが望ましい  
方向  
※当面は国の特別の機関の形態を維持。その上で、10 年以内により  
適切な設置形態の在り方を検討
- 平成 17 年 4 月 日本学術会議法の一部を改正する法律の一部施行に伴い、  
2005 年 再び内閣総理大臣の所轄へ  
10 月 日本学術会議法の一部を改正する法律施行  
※会員選出方法を現会員等による推薦制へ変更、70 歳定年制の導  
入、部の大括り化（7 部制→3 部制）、連携会員の新設、外部評価  
制度の導入 等の大幅な改革を実施
- 平成 27 年 3 月 内閣府 日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議  
2015 年 「日本学術会議の今後の展望について」  
※有識者会議開催・第 1 回会合は平成 26 年 7 月、以後 7 回開催  
※現在の制度は、学術会議に期待される機能に照らして相応しいも  
のであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい

- 令和2年10月  
2020年
- 日本学術会議第25期開始（梶田隆章会長選出）
- 令和3年4月  
2021年
- 日本学術会議「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」  
※国際活動の強化、日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化、対話を通じた情報発信力の強化、会員選考プロセスの透明性の向上、事務局機能の強化について、それぞれ改革の方向性を示す  
※現在の国の機関としての形態は、日本学術会議がその役割を果たすのにふさわしいものであり、それを変更する積極的理由を見出すことは困難
- 令和4年1月  
2022年
- CSTI 有識者議員懇談会「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」
- 令和4年12月
- 内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」
- 令和4年12月
- 日本学術会議 声明「内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」（令和4年12月6日）について再考を求めます」
- 令和5年4月  
2023年
- 日本学術会議総会において、日本学術会議法の一部を改正する法律案について内閣府から説明
- 令和5年4月
- 日本学術会議 勧告「日本学術会議のあり方の見直しについて（令和5年4月18日）」  
日本学術会議 声明「「説明」ではなく「対話」を、「拙速な法改正」ではなく「開かれた協議の場」を」
- 令和5年4月
- 第211回通常国会への法案提出を見送り  
※日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る（令和5年6月16日「経済財政運営と改革の基本方針2023」閣議決定）
- 令和5年8月
- 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会開催

## 日本学術会議法の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 65 号）の主な概要

### 1. 会員制度の改正

#### (1) 会員選出方法の変更

科学者による選挙制から、日本学術会議に登録された一定の要件を備える科学者の団体を基礎とする研究連絡委員会ごとの推薦制に改正。この推薦に基づいて、内閣総理大臣が会員を任命。

#### (2) 再任の制限

会員の通算在任期間（9年）を創設 ※会員の任期は3年（改正なし）

#### (3) 会員資格の変更

会員となることができる者の資格として、5年以上の研究歴を有し、その分野で優れた研究又は業績がある科学者であることを規定。

### 2. 部別定員の政令化

法律で定めていた各部ごとの定員について、政令で定めることに改正。

### 3. 研究連絡委員会の新設

職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議するものとして、科学に関する研究の領域・重要な課題ごとに、研究連絡委員会を新設。

研究連絡委員会は、関連する分野を専門とする会員と、専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱した者により組織（任期は3年、再任可）。

### 4. 会員推薦管理会の新設

会員の候補者の資格の認定その他会員の推薦に関する事務を行うものとして、会員推薦管理会を新設。会長が委嘱した者により組織。

# 「日本学術会議の在り方について」【概要】

平成15年2月26日

## ．科学者コミュニティの果たすべき役割

- ・科学者の英知を結集 科学技術の進展を方向づけ、人類社会の課題への対処について助言
- 期待される役割を果たし得る新しい日本学術会議を構築

## ．日本学術会議に求められる機能

### 政策提言機能

- ・長期的・分野横断的・国際的な観点から、政府に対し科学的・中立的提言

### 科学に関する連絡・調整機能

- ・我が国科学者の意見の集約と各国科学者との連携・交流

### 社会とのコミュニケーション機能

- ・科学技術活動に関する情報発信と社会の意見の吸収・反映

総合科学技術会議：直接に科学技術政策を形成

日本学術会議：科学者の意見を幅広く集約して政策提言  
役割分担して我が国の科学技術の推進に寄与

## ．当面の改革案

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 会員選出：学協会が推薦              | 科学的業績等に基づき、会員が選出          |
| 部門：7部制                   | 2～3部門に大きくくり化（新分野・融合分野に対応） |
| 運営体制：「総会主義」              | 理事会で機動的な意思決定              |
| 連携体制：「連携会員」（仮称）の導入等で体制強化 |                           |

科学的水準の向上と機動的運営により、  
政府や社会に尊重される権威ある提言を可能に

## ．設置形態の在り方

- 総合的に考慮 { 中立性・独立性・運営の柔軟性の確保、欧米主要国の通例  
我が国社会の状況等（提言等の社会的受け止め、寄附税制等）
- 国家的な設置根拠と財政基盤の保証を受けた独立の法人とすることが理想像  
当面「国の特別の機関」を維持しつつ改革推進  
10年以内に検討体制を設けて評価

改革の進捗状況と社会状況を見極め、より適切な設置形態の在り方を検討

## ．改革の推進

当面の改革( )を早急を実施

日本学術会議も体制を整え改革を推進

科学技術活動の評価などの面で総合科学技術会議と連携し、  
科学技術政策に寄与

## 日本学術会議法の一部を改正する法律（平成16年法律第29号）の主な概要

### 1 会員制度の改正

#### (1) 会員選考方法の変更

学術研究団体を基礎とした推薦制から、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に改正。日本学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が会員を任命。（改正後の初回会員のみ日本学術会議会員候補者選考委員会による選考）

#### (2) 定年・任期・再任

70歳定年の新設、任期を3年から6年に延長、再任の禁止（改正前は3回まで再任可）

#### (3) 半数改選

全会員の改選から3年ごとの半数会員の改選に改正

### 2 内部組織の改正

#### (1) 部の大括り化

7部制を3部制に改組、併せて部ごとの定員を撤廃

（改正前）第一部（文学、哲学、教育学・心理学・社会学、史学）、第二部（法律学、政治学）、第三部（経済学、商学・経営学）、第四部（理学）、第五部（工学）、第六部（農学）、第七部（医学、歯学、薬学）

（改正後）第一部（人文科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学及び工学）

#### (2) 連携会員の新設

会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設（会長が任命。研究連絡委員の廃止）

#### (3) 幹事会の設置

運営審議会を幹事会に改組し、日本学術会議の職務及び権限の委任を可能とする。

#### (4) 副会長の増員

副会長を2人から3人に増員

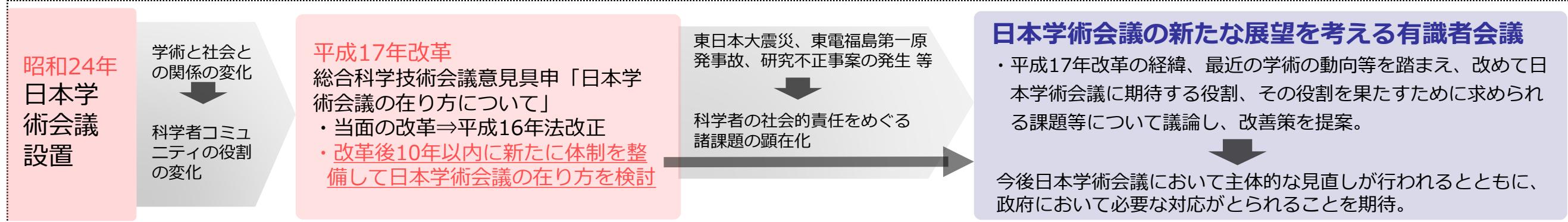
### 3 内閣府への移管

総合科学技術会議と連携して科学技術の推進に寄与する体制を確立するため、所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更

# 日本学術会議の今後の展望について（概要）

平成27年3月20日

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議



### 日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議

- 平成17年改革の経緯、最近の学術の動向等を踏まえ、改めて日本学術会議に期待する役割、その役割を果たすために求められる課題等について議論し、改善策を提案。

今後日本学術会議において主体的な見直しが行われるとともに、政府において必要な対応がとられることを期待。

## 日本学術会議 = わが国の科学者の内外に対する代表機関

(日本学術会議法第2条)

**【組織としての存在意義、独自性】**

- 科学者の自律的な集団であること
- 全ての学術分野の科学者を擁していること
- 独立性が担保されていること

## 日本学術会議に期待される役割

- 社会的な課題に対し我が国の学術の総合力を発揮した俯瞰的・学際的な見解を提示する「**社会の知の源泉**」としての役割
- 学術をめぐる様々な論点、課題についての分野横断的な議論の場を提供し、学術界全体の取組をリードする「**学術界のファシリテーター**」としての役割
- 学術と政府、産業界、国民等とのつながりの拠点となる「**社会と学術のコミュニケーションの結節点**」としての役割
- 各国アカデミーや国際学術団体と連携し、地球規模の課題解決や世界の学術の進歩に積極的に貢献する「**世界の中のアカデミー**」としての役割

## 平成17年改革の成果と概括的評価

**【活動面】**

緊急課題や新たな課題への機動的対処等の改革の趣旨・目的は実現されてきており、活動面においては着実に成果が上がっている。

**【組織面】**

一部には改革で意図された成果が表れている。引き続き、改革の趣旨を尊重しつつ、運用面での工夫を重ねていくことを期待。

## 日本学術会議のさらなる活性化に向けて

= 日本学術会議が我が国のアカデミーとして求められる役割をさらに発揮するための改善策

- ### 1. 日本学術会議の活動の在り方
- 政府や社会に対する提言機能の強化
    - 意見集約と決定のプロセス ⇒ テーマに応じたプロセスの選択、プロセスの明確化・透明化
    - 事後の検証 ⇒ 改革後の各種取組の推進、外部評価制度の効果的・積極的活用
    - 緊急課題への対応 ⇒ 緊急時の役割等の会員等への周知、平常時からの議論や関係機関等との意思疎通
  - 科学者コミュニティ内のネットワークの強化と活用
    - 学協会との連携 ⇒ 協働による活動の呼びかけ等を通じたより横断的・恒常的な関係構築
    - 地域の科学者との連携 ⇒ 会員等選出に当たっての地区バランス考慮、地区間の情報共有の場の設定
    - 若手科学者の活動の促進 ⇒ 「若手アカデミー」の活動を通じた活動促進、実態の恒常的把握の仕組み検討
  - 科学者コミュニティ外との連携・コミュニケーションの強化
    - 広報・社会とのコミュニケーション活動 ⇒ メディアとの意見交換、広報の戦略化等
    - 政府との関係 ⇒ 提言と政策推進の有機的連携、立場の明確化、課題分析力強化のための専門スタッフ増強
    - 産業界との関係 ⇒ 組織的・定期的な意見交換、産業界と若手科学者をつなぐ企画
  - 世界のアカデミーとしての役割強化
    - 国際学術活動への参画 ⇒ 全体像を描いた戦略的活動、事務局の体制強化
    - 世界に向けた発信 ⇒ 必要性の高い国際会議への柔軟な予算措置、多言語による情報発信に向けた体制整備
- ### 2. 日本学術会議の組織としての在り方
- 会員・連携会員の在り方
    - 意識、活動へのコミット ⇒ 社会的使命等の明確化・浸透、自発性を尊重した運用等
    - 求められる人材と選出方法 ⇒ 現会員等への働きかけ、求める人材像や選出プロセスのオープン化等
    - 会員・連携会員の構成 ⇒ 産業界在籍者、若手科学者、地区バランスの配慮
  - 組織としての継続性と発展性 ⇒ 新たな知を取り入れるための新陳代謝と一定の継続性のバランス
  - 組織形態 ⇒ 求められる役割から国の「特別の機関」が相応しい、所在地は現在地より適した場所は見出せず
  - 予算・事務局体制 ⇒ 広報、国際等に係る事務局体制の強化、求められる役割を着実に果たすための予算の充実

# 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（概要）

（令和3年4月22日日本学術会議総会）

## **I 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた設置形態**

○ナショナル・アカデミーとして不可欠な要件：①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性

○現行の日本学術会議の設置形態は上記5要件を満たし、国の機関としての形態は役割を果たすのにふさわしいもの。変更する積極的理由を見出すことは困難。

（国の機関以外の設置形態とする場合、学術的に国を代表する機関としての地位やその独立性、国との関係などを法律上明確にする規定が必要。自らの改革を進めつつ、検討を深める。）

## **II 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組**

### **1 国際活動の強化**

➤ 日本科学者の内外に対する代表機関である学術会議にとって極めて重要な活動  
＜具体的な取組＞

- ・国際学術団体、各国アカデミーとの交流・連携の強化
- ・国際活動に参加する会員、国際学術団体役員やそれらの経験者等が交流・連携するプラットフォームの設置の検討

### **2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化**

➤ 提言などの意思の表出は科学的助言のための活動であり、学術会議の活動の中核  
➤ 独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待（審議会等との違い）

＜具体的な取組＞

- ・委員会・分科会間の横断的な交流・連携や合同審議・提言、分科会のあり方の見直し
- ・学協会、政策立案担当者、専門職団体、産業界、多方面の当事者等との意見交換・情報共有

### **3 対話を通じた情報発信力の強化**

➤ 一方向性のコミュニケーションのみならず、学協会との連携や社会の意見を聞き取る取組の強化、社会の受け止めや政策立案への貢献のフォローアップ

＜具体的な取組＞

- ・行政府、立法府、地方公共団体、産業界等との対話機能の強化

### **4 会員選考プロセスの透明性の向上**

➤ 学術会議が社会から信頼されるため、会員候補選考に関する説明責任を強化

＜具体的な取組＞

- ・期毎に求める人材像を明確にし、選考方針を公表。外部有識者からも意見聴取
- ・コ・オペレーションの原則を確保しながら、選考委員会の透明性向上に向けた取組（分野の異なる委員の参画、選考理由の公表など）
- ・学際的分野からの選考を強化するため、部を超えた枠の設定を拡大

### **5 事務局機能の強化**

➤ より良い役割発揮のため、高度の専門性を備えた人材の確保が必要

＜具体的な取組＞

- ・デジタル・トランスフォーメーションに対応した業務改革、システム環境の整備
- ・課題設定や調査機能を担う総合企画・調査体制の整備
- ・専門性・知見を有する任期付職員や学術調査員等の採用、意思形成への補助的参画